

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：宮城県

協議会名：南三陸町水田農業推進協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物助成①	1	17,000(上限 25,000)	野菜(ねぎ、こまつな、ほうれんそう、ふき、せり)花き(きく)(基幹作物)	①基幹作物に限る。 ②実需者等への出荷・販売を行うこと。
2	地域振興作物助成②	1	7,000(上限 15,000)	野菜(いちご、青さやいんげん、みょうが、ゆき菜、ばれいしょ、枝豆、かぼちゃ、さつまいも、ケール(基幹作物))	①基幹作物に限る。 ②実需者等への出荷・販売を行うこと。
3	重点品目団地化助成	1	①27,000円/10a(新規で団地化に取り組む面積)(上限:30,000円) ②17,000円/10a(継続で団地化に取り組む面積)(上限:20,000円)	ねぎ(基幹作物)	①販売契約もしくは実需者との連携による、計画的な収穫・出荷・販売を行うこと。 ②別紙2の団地化要件を満たす農地であること。
4	松作付助成	1	12,000(上限 20,000)	松(基幹作物)	松を生産し、出荷・販売・収穫を行うこと。 収穫までに3～4年要するため、新植の農地について収穫に至るまでの期間は地域の栽培方針に沿った肥培管理を行うことで対象とする。
5	二毛作助成	2	7,000(上限 10,000)	こまつな、ねぎ、ケール、ゆき菜(二毛作)	①露地で栽培する二毛作に限る。 ②実需者等への出荷・販売を行うこと。
6	果樹生産推進助成	1	12,000(上限 20,000)	ぶどう、もも、りんご、いちじく(基幹作物)	収穫・出荷・販売を行っていること。 ただし、新植の場合は収穫を行うことができない生育段階となるため、町や県の普及センター等の栽培方針に沿った管理を行うことで対象とする。
7	【国枠】そば作付助成	1	20,000	そば(基幹作物)	①基幹作物に限る。 ②実需者等への出荷・販売を行うこと。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。